

(付属別紙 3)

	加算	加算額（単位にて表記）			算定要件および回数等
要介護度による区分なし	初回加算	300 単位/回			新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に 居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	250 単位/月			入院時、介護支援専門員が病院または診療所に対し入院日に当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合 （提供方法は問わない）
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	200 単位/月			入院時、介護支援専門員が病院または診療所に対し翌日または翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合 （提供方法は問わない）
	退院・退所加算		カンファレンス 単位/回		退院等にあっては病院職員等から必要な情報を受けて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行なった場合 （入院または入所期間中一回を限度）
			参加なし	参加あり	
		連携1回	450 単位	600 単位	
		連携2回	600 単位	750 単位	
		連携3回	×	900 単位	
	通院時情報連携加算	50 単位			利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、1月に1回を限度とする。
	緊急時居宅カンファレンス加算	200 単位			病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所職員とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行なった場合 （一ヶ月に二回を限度）
	ターミナルケアマネジメント加算	400 単位			末期の悪性腫瘍等終末期医療やケアの方針であって、在宅で死亡した利用者 （死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、本人家族の同意を得て訪問した場合）